

## 三郷町定住化促進空き家建替補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、町内に所在する空き家の住環境を整備し、定住促進による地域の活性化を図るため、老朽化した空き家を解体後、同一敷地内に自己の居住用に新たに住宅を建築し、町に定住する方を支援するため、町長が予算の範囲内で交付する補助金（以下「補助金」という。）について、三郷町補助金等交付規則（平成14年12月三郷町規則第33号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 町内に所在し、平成12年5月31日以前に建築された一戸建ての住宅であって、1年以上人が使用していない住宅をいう。
- (2) 新築住宅 町内に所在する空き家を解体後、同一敷地内に自己の居住を目的として新たに建築された住宅で、玄関、居室、便所、浴室及び台所（以下「生活機能」という。）が設置され、当該延床面積が50㎡以上である建築物をいう。ただし、店舗等との併用住宅の場合は、生活機能の延床面積が全体の延床面積の2分の1以上であることとする。

### (補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 空き家を購入又は取得した者で、20歳以上の者。
- (2) 新築住宅に居住を開始した日（以下「居住開始日」という。）から当該新築住宅に5年以上定住する予定の者
- (3) 新築住宅に居住を開始する世帯全員が町税（国民健康保険税を含む。以下同じ。）を滞納していないこと。

### (補助金の交付対象経費)

第4条 補助金の交付対象経費は、補助金の交付対象者が空き家を解体する工事及び住宅の新築に要した工事等（以下「補助対象工事等」という。）に係る費用とする。

### (補助金の額)

第5条 補助金の額は、補助金の交付対象経費とし、100万円を限度とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助金の交付対象者が次の表の中欄に掲げる要件に該当するときは、同表左欄に掲げる加算項目に応じ、同表右欄に掲げる額を加算するものとする。

加算項目	要件	加算額
転入加算	補助金の交付対象者が補助金の交付申請日前1年から実績報告日までの期間に当該新築住宅の所在地に転入し、居住するとき。ただし、転入日の前日から起算して過去3年以内に町の住民基本台帳に記録されていた場合を除く。	一律20万円

(補助金の交付申請)

第6条 規則第3条の規定による補助金の交付申請は、三郷町定住化促進空き家建替補助金交付申請書兼同意書(第1号様式)によるものとし、補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、空き家の解体工事着工前に次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 空き家に係る不動産売買契約書及びその領収書並びに解体等工事に係る見積書の写し
- (2) 新築住宅の工事に係る見積書の写し
- (3) 空き家の登記事項証明書等の写し
- (4) 新築住宅への居住予定者全員の住民票(申請日前3箇月以内のもの)
- (5) 空き家の位置図及び現況写真
- (6) その他町長が必要と認める書類

(補助金の交付の決定通知)

第7条 規則第6条第1項の規定による補助金の交付の決定通知は、三郷町定住化促進空き家建替補助金交付決定通知書(第2号様式)によるものとする。

2 規則第6条第2項の規定による補助金の不交付の決定通知は、三郷町定住化促進空き家建替補助金不交付決定通知書(第3号様式)によるものとする。

(補助事業の変更等の申請)

第8条 規則第10条の規定による補助事業の変更等の承認は、三郷町定住化促進空き家建替補助金変更・中止承認申請書(第4号様式)によるものとし、次に掲げる書類(中止の場合を除く。)を添えて、あらかじめ町長に申請しなければな

らない。

(1) 変更後の補助対象工事等に係る費用の見積書等の写し

(2) その他変更内容が確認できる書類

(補助事業の変更等の承認の決定通知)

第9条 規則第10条の規定による補助事業の変更等の承認の決定通知は、三郷町定住化促進空き家建替補助金変更・中止承認通知書（第5号様式）によるものとする。

(補助事業の実績報告)

第10条 規則第13条の規定による補助事業の実績報告は、三郷町定住化促進空き家建替補助金実績報告書（第6号様式。以下「実績報告書」という。）によるものとし、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 新築住宅の工事請負契約書（工事内訳書を含む。）及びその領収書の写し

(2) 補助対象工事等の完了後の現況写真。ただし、新築住宅の工事完了が補助対象事業年度内に完了する見込みがない場合、当該新築住宅に係る建築確認済証の写し等に代えることができるものとする。

(3) 誓約書（第6号様式の2）

(4) 新築住宅の居住者全員の住民票の写し（実績報告日前14日以内のもの）等

(5) その他町長が必要と認める書類

(補助金の額の確定通知)

第11条 規則第14条の規定による補助金の額の確定通知は、三郷町定住化促進空き家建替補助金確定通知書（第7号様式）によるものとする。

(補助金の交付)

第12条 規則第16条第2項の規定による補助金の交付請求は、三郷町定住化促進空き家建替補助金交付請求書（第8号様式）によるものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 町長は、申請者が第3条第2号に規定する要件を欠くに至ったときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 町長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消したときは、次の表の左欄に掲げる交付日からの経過年数に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる補助金の額の返還を命ずるものとする。

交付日からの経過年数	返還を求める補助金の額
1年未満	補助金の交付額の100%
1年以上2年未満	補助金の交付額の80%
2年以上3年未満	補助金の交付額の60%
3年以上4年未満	補助金の交付額の40%
4年以上5年未満	補助金の交付額の20%

(補助金の返還)

第14条 規則第18条の規定による補助金の返還命令は、三郷町定住化促進空き家建替補助金返還命令書(第9号様式)によるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則

この告示は、令和4年4月1日から施行する。